ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令

（ガス事業法施行規則の一部改正）

第一条　ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
目次	目次
第一章　（略）	第一章　（略）
第二章　ガス小売事業	第二章　ガス小売事業
第一節・第二節　（略）	第一節・第二節　（略）
第二節の二　合成メタン等調達費の回収等（第二十条の二―第二十条の五）	（新設）
第三節　（略）	第三節　（略）
第三章～第八章　（略）	第三章～第八章　（略）
附則	附則
第二章　ガス小売事業	**第二章**　ガス小売事業
第二節の二　合成メタン等調達費の回収等	（新設）
（合成メタン等調達費の回収等）	
第二十条の二　一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者（第二十条の四第一項の通知を受けた者に限る。次項において同じ。）は、当該通知に従い、合成メタン等調達費（次条第一項に規定する合成メタン等調達費をいう。）をその小売託送供給（一の需要場所に対する最後の託送供給をいう。）の相手方から回収しなければならない。	（新設）
2　一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者は、第二十条の四第一項の通知に従い、申請ガス小売事業者（次条第二項に規定する申請ガス小売事業者をいう。）に合成メタン等調達費相当金（第二十条の四第一項第四号に規定する合成メタン等調達費相当金をいう。）を払い渡さなければならない。	
（合成メタン等調達費の額の承認）	
第二十条の三　ガス小売事業者は、合成メタン（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律施行規則（令和六年経済産業省令第六十九号）第三条第四項各号のいずれにも該当するものに限る。以下この条において同じ。）又はバイオガスの調達に必要な資金を一般ガス導管事業者又は特定ガス導管事業者から回収しようとするときは、回収しようとする費用（以下この条及び次条において「合成メタン等調達費」という。）の額について、三年ごとに、経済産業大臣の承認を受けなければならない。	（新設）
2　前項の承認を受けようとするガス小売事業者（以下「申請ガス小売事業者」という。）は、次に掲げる事項を記載した様式第十六の二による申請書に、合成メタン等調達費の額の根拠を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。	
一　合成メタン等調達費の額	
二　合成メタン等調達費に係る合成メタン又はバイオガスの量	
三　合成メタン又はバイオガスの供給を行おうとする地域	